

意見書

CPD-総-2010-021

平成22年11月22日

総務省 情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号 107-0052

住^(ふりがな)所 東京都港区赤坂一丁目14番14号

氏^(ふりがな)名 スカパーJSAT株式会社
代表取締役執行役員社長 秋山 政徳^{あきやま まさのり}

「携帯端末向けマルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備に関する考え方等」に関し、別紙の通り意見を提出致します。

該当箇所	意見
<p>1. (3) エ 携帯端末向けマルチメディア放送においては、CAS(Conditional Access Systems の略。放送サービスの限定受信システムのこと。)や DRM(Digital Rights Management の略。デジタル著作権管理のこと。)に代表されるいわゆるプラットフォーム機能について、どのように形成され、提供されるかが、委託放送業務全体のみならず受信者の利益に直接・間接に関係し、重要であるので、その機能の提供(事業主体やその提供方法、方式の選択や統一化等)について委託放送事業者等が対応し、取り組むこと。</p>	<p>CAS や DRM 等のいわゆるプラットフォーム機能については、受信者利益等を考慮し、委託放送事業者間で自主的に決定することが望ましいと考えます。</p>
<p>2. (4) イ 13 セグメント領域については分割して複数の者に割り当てること。その際、</p> <p>(i) 総務省が申請の枠(特定のセグメント分の周波数(例えば 8 セグメントと 5 セグメント等))を決めた上で、申請を受け付けること。</p> <p>(ii) 総務省が 13 セグメント領域を特定の数で均等に配分したもの(例えば 3 セグメント分)を 1 つの割当て単位(例えば 3 セグメント分を 1 放送番組とする)とすることを原則とし、その単位に従った申請を受け付けること。その際には、複数単位の申請を行うことを可とし、また、割当て単位を超えた帯域を必要とする放送については例外として申請を可とすること。</p> <p>(iii) 割り当てる周波数を同程度にする等、均衡を図ること。</p> <p>エ 放送による表現の自由の享有の観点から、1 の事業者への周波数の割当ては、例えば全周波数帯域幅の 1/3 を超えないといった制限を設けること。</p>	<p>マルチメディア放送全体において、放送の多様性が確保されるのであれば、割り当てる周波数の均衡を図ったり、1 の事業者へ割り当てる周波数の制限を設ける必要はなく、放送全体の発展に貢献する委託放送事業者へ、一括してより多くの帯域を割り当てることも可とすべきと考えます。</p>
<p>4. (2)</p> <p>ア 13 セグメント領域について 1 回目の認定手続き(周波数の割当て)を行った後、1 回目で割当てとらなかった部分及び 1 セグメント領域を合わせて 2 回目の認定手続きを行うこと。</p> <p>イ 放送番組表等、特別に確保することが必要と考えられる申請枠を設定し、他の部分とは期日を分けて認定手続きを行うこと。</p> <p>ウ すべての周波数帯域について、一括で認定手続きを行うこと。</p>	<p>認定手続きの回数については、サービスの早期立上げの観点から、分割することなく、一括して認定することが望ましいと考えます。</p>